

0. はじめに

標記計画書は、4月又は5月算定開始の場合、4月15日までに下記提出フォームにアップロードをお願いします。

【提出フォーム】 <https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1679457752235>

※介護保険法に基づく介護サービス事業所及び介護保険施設については、こちらではございません。東京都福祉保健局高齢社会対策部ホームページをご確認ください。

※様式は、計算式が壊れますので、シートの削除や加工はせずにそのままアップロードしてください。

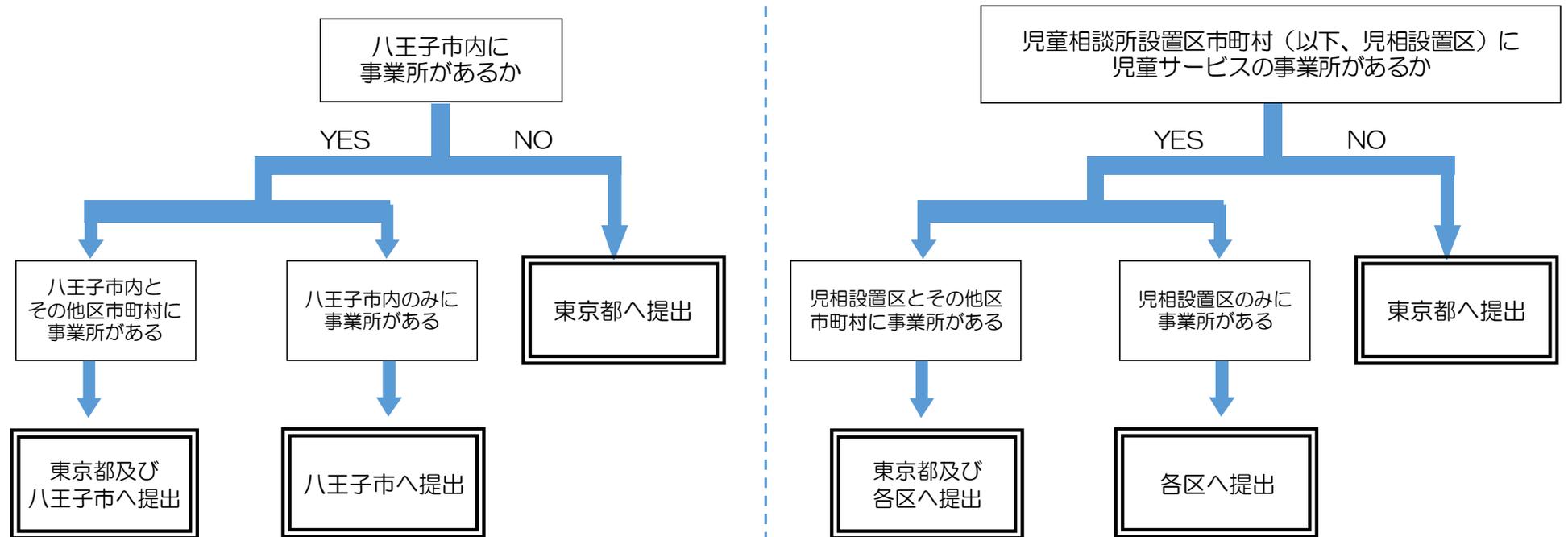
1. 計画書の提出先

【早見表】 それぞれクリックすると該当ページに飛びます。

提出先の考え方	p.2～p.3	
提出先	八王子市・児童相談所設置区市町村(p.4)	東京都(p.5)
問合せ先	東京都の専用問合せフォームなど(p.6)	

●提出先の考え方

(1)法人一括で提出する場合

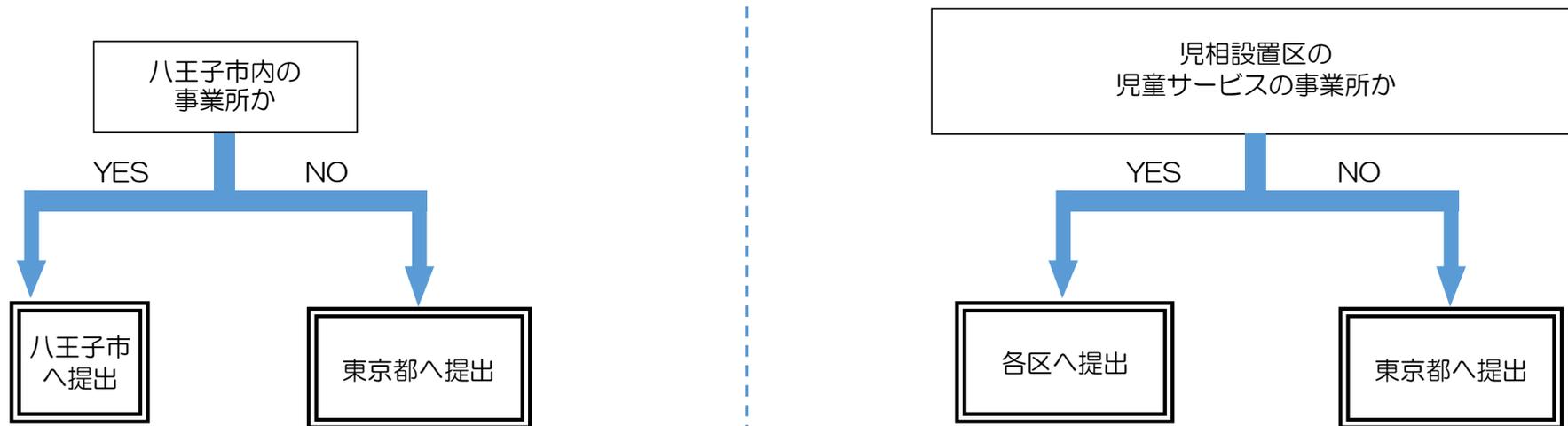


東京都内の児童相談所設置区市町村について（令和5年4月時点）

○世田谷区 ○江戸川区 ○荒川区 ○港区 ○中野区 ○板橋区 ○豊島区（令和5年2月～）

※八王子市で障害児入所支援を実施している場合は、別途東京都にお問い合わせください。

(2)事業所単位で提出する場合



東京都内の児童相談所設置区市町村について（令和5年4月時点）

○世田谷区 ○江戸川区 ○荒川区 ○港区 ○中野区 ○板橋区 ○豊島区（令和5年2月～）

※八王子市で障害児入所支援を実施している場合は、別途東京都にお問い合わせください。

【八王子と児相設置区に提出する場合の提出方法・提出先一覧】

八王子市	メール	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市福祉部障害者福祉課事業者指定担当 電話:042-620-7479 受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで(平日のみ)
世田谷区	郵送又はメール	※提出先は、世田谷区のホームページに掲載いたします。 世田谷区障害福祉部障害保健福祉課事業者指定・指導担当 電話:03-5432-2243 受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで(平日のみ)
江戸川区	フォームのみ	※対象となる区内障害児通所支援事業所等に対しては別途提出用フォーム URL をお知らせいたします。 江戸川区福祉部障害者福祉課事業者支援係 電話:03-5662-0712 受付時間:随時受付 問合せ時間:午前8時30分から午後5時まで(平日のみ)
荒川区	郵送	〒116-8501 東京都荒川区荒川2-2-3 荒川区福祉部障害者福祉課障害サービス係 電話:03-3802-3111(内線2691・2683) 受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで(平日のみ)
港区	郵送	〒105-8511 港区芝公園1-5-25 港区保健福祉支援部障害者福祉課障害者支援係 電話:03-3578-2689 受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで(平日のみ)
中野区	メールのみ	※対象となる区内障害児通所支援事業所等に対しては別途提出用メールアドレスをお知らせいたします。 中野区健康福祉部障害福祉課子ども発達支援係 電話:03-3228-5613 受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで(平日のみ)
板橋区	メール又は郵送	※対象となる区内障害児通所支援事業所等に対しては別途提出用メールアドレスをお知らせいたします。 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 板橋区福祉部障がいサービス課地域生活支援係 電話:03-3579-2736 受付時間:午前8時30分から午後5時まで(平日のみ)
豊島区	郵送	〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1 豊島区保健福祉部障害福祉課児童・障害児支援グループ 電話:03-4566-2451 受付時間:午前8時30分から午後5時まで(平日のみ)

【東京都に提出する場合の提出方法・提出先】

提出フォームから電子申請でお願いいたします。郵送、FAX、メールによる提出は不可。

様式は、計算式が壊れますので、シートの削除や加工はせずにそのままアップロードしてください。

従来の受信専用メールアドレスは、ご利用いただけませんので、ご注意ください。

原則	提出フォーム	https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1679457752235
不可	FAX	
不可	郵送	
不可	メール又は 来庁しての直接持込	

※令和5年度より、特別事情届出、特定処遇の変更特例報告、変更届も、上記提出フォームに一本化します
(計画書と上記様式は一本化しておりますので、提出も同じフォーム(上記提出フォーム)までお願いいたします)

【問合せ先】

<p>●東京都に提出する計画書の書き方等について</p>	<p>計画書 問合せフォーム https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1679459354311 ※東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課処遇改善加算担当(障害福祉)の担当者から、順番にお電話で回答します。 ※本フォームは、令和5年4月7日(金曜日)24:00 まで有効です。それ以降のお問合せは、お電話にてお願いいたします。(フォーム有効期限までのお電話によるお問合せには、対応いたしかねます。) 電話番号:03-5320-4230</p>
<p>●社会保険労務士による処遇改善加算の取得等に係る助言・指導・各種書類の作成補助等</p>	<p>東京都社会保険労務士会「処遇改善加算相談窓口」(東京都からの委託により運営) 電話番号:0120-179-117 受付:原則として毎週月・水・金(祝日を除く) 9:30~16:30 ※祝日と開催日が重なった場合は翌日に行います。 ※訪問によるアドバイスも行っております。 (参考)東京都社会保険労務士会ホームページ</p>